

三豊市過疎地域持続的発展計画

【令和3年度～令和7年度】

香川県三豊市

令和3年9月

もくじ

| | |
|---|----|
| はじめに ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ | 1 |
| 1. 基本的な事項 | |
| (1) 三豊市の概況 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ | 2 |
| (2) 人口および産業の推移と動向 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ | 5 |
| (3) 行財政の状況 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ | 10 |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ | 12 |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ | 12 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ | 13 |
| (7) 計画期間 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ | 13 |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ | 13 |
| 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 ······ ······ ······ ······ ······ | 15 |
| 3. 産業の振興 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ | 17 |
| 4. 地域における情報化 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ | 24 |
| 5. 交通施設の整備、交通手段の確保 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ | 26 |
| 6. 生活環境の整備 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ | 29 |
| 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 ······ ······ | 32 |
| 8. 医療の確保 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ | 36 |
| 9. 教育の振興 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ | 38 |
| 10. 集落の整備 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ | 43 |
| 11. 地域文化の振興等 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ | 46 |
| 12. 再生可能エネルギーの利用の推進 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ | 48 |

はじめに

1 趣旨

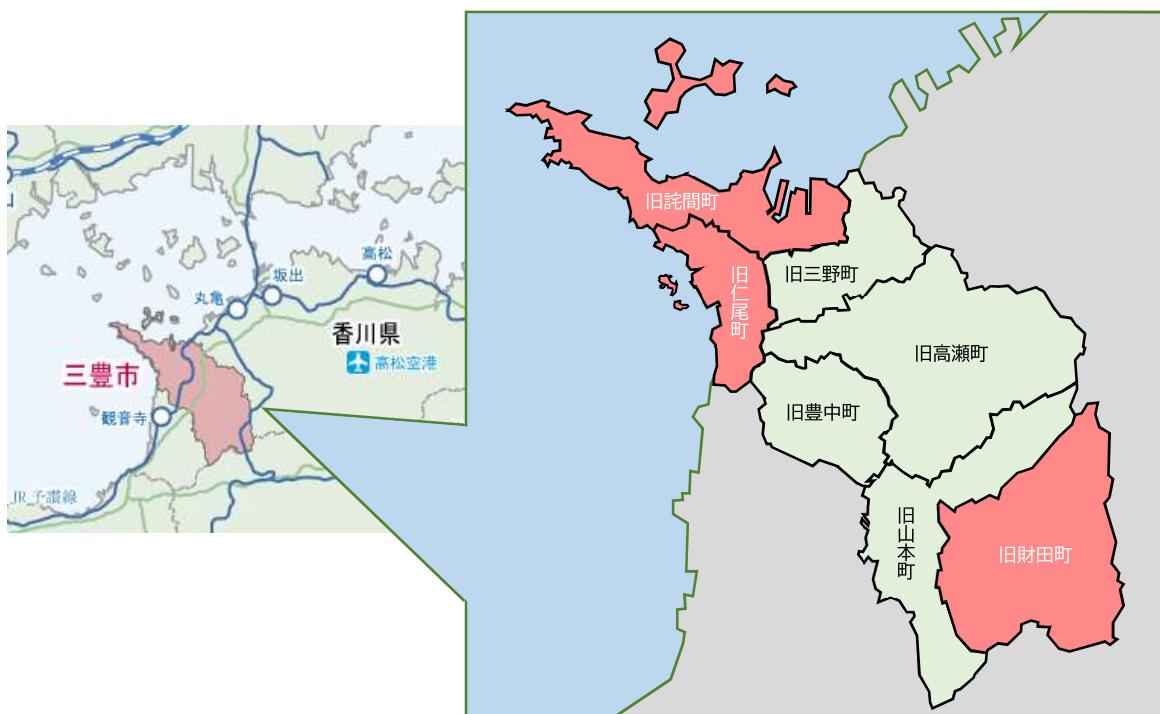
三豊市過疎地域持続的発展計画（以下、「本計画」という）は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、過疎地域の持続的発展を図るために、必要な事項を定めるものである。

2 対象地域

本計画の対象地域は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第3条の規定により、過疎地域とみなされる旧詫間町、旧仁尾町および旧財田町とする。

3 文言の表現

- ・過疎地域（旧詫間町、旧仁尾町および旧財田町）・・・・・・本地域
- ・旧詫間町 ・・・・・・ 詫間地区
- ・旧仁尾町 ・・・・・・ 仁尾地区
- ・旧財田町 ・・・・・・ 財田地区



1. 基本的な事項

(1) 三豊市の概況

①自然的条件

本市は、香川県の西部に位置し、南部から南東部にかけては讃岐山脈の中蓮寺峰・若狭峰などの山間地があり、北東部は大麻山・弥谷山、西部には七宝山（志保山）などの山々がある。北西部には瀬戸内海に突き出た荘内半島があり、その南側には砂浜の美しい海岸線が続いており、栗島・志々島・鳴島などの離島も見られる。

中央部には三豊平野が広がり、東部から西部に向かって財田川、東部から北部に向かって高瀬川などの河川が流れ、豊かな田園地帯を形成しており、また三豊平野にはため池が多数点在していることも地勢の大きな特色となっている。

総面積は 222.7 平方キロメートルで、県内 17 市町のうち、高松市に次いで 2 番目の面積規模である。気候は、瀬戸内式気候に属し、降水量は年間 1,200 ミリメートル前後、平均気温は摂氏 16~17 度となっており、温暖な気候に恵まれている。

本地域の内、詫間地区と仁尾地区は市の北部に位置しており、ともに瀬戸内海に面し、両地区ともに荘内半島を含んでいる。財田地区は市の南東部に位置し、地区の大部分は中山間地であり、讃岐山脈を挟んで徳島に面している。本地域の総面積は 93.7 平方キロメートルで本市の 42.1% を占めている。

②歴史的条件

本市は、平成 18 年 1 月 1 日に三豊郡の旧高瀬町、旧山本町、旧三野町、旧豊中町、旧詫間町、旧仁尾町および旧財田町が合併し誕生した。市の沿革としては、まず明治の市町村制により 22 村が誕生し、その後、昭和の大合併により、高瀬町、山本村、三野村、豊中村が誕生するとともに、詫間町が 2 村と合併して、現在の 7 つの行政区域が形成された。また、仁尾町は大正 13 年に、詫間町は昭和 17 年に、高瀬町は昭和 30 年に、山本町・豊中町は昭和 32 年に、三野町は昭和 36 年に、財田町は昭和 45 年にそれぞれ町制が施行されており、仁尾町・財田町については、明治の合併以降、そのまま現在の行政区域が維持されている。

③社会的条件

本市は、北東から南西方向に高松自動車道、国道 11 号、377 号が走り、南東部には、南北に国道 32 号が走っている。

高速道路については、さぬき豊中インターチェンジ、三豊鳥坂ハーフインタ

一チェンジを有し、高松や四国内、岡山など各方面への移動に対し高い利便性を発揮している。また、国道32号を通じて井川池田インターチェンジとも連絡し、松山、高知、徳島など各方面に向けても交通の利便性が高い。財田地区においては、令和2年12月に国道32号の新猪ノ鼻トンネルが開通したことによる、徳島・高知方面からの新たな人の流れを期待されるところである。

しかし、車が主な移動手段である地方において重要な主幹道路（国道11号）や高速道路は、本市の中央部を横断していることから、それぞれ市北部と南部に位置する本地域にとっては、利便性が良いとは言えない。

一方、鉄道としては、市全域で7つの駅（臨時駅1駅含む）を有している。本地域内においては、予讃線と土讃線の分岐点となるJR多度津駅から程近く、特急列車が停車するなど、本市北部に位置する観光エリアの玄関口となるJR詫間駅と、徳島方面に向かう際にも利用されるJR讃岐財田駅があるものの、乗降者数の減少や駅舎の維持に課題があり、利便性の向上に向けては新たな交通手段や交通ネットワークのあり方を検討する必要がある。

また、本地域のうち、瀬戸内海に面する詫間地区および仁尾地区は、国際貿易港である詫間港と、マリンレジャーの盛んな仁尾港を有しており、開かれた海上交通の拠点となっている。

加えて、詫間地区に粟島と志々島の2つの有人島を持つ本市では、人口減少に伴い、利用者が減少している航路の存続や港湾の整備において、努力が求められている。

④経済的条件

本市は農業が盛んで、県内随一の出荷額を誇っており、主要産品には、ミカン、ブドウ、モモ、マーガレット、三豊ナス、鶏卵などがあり、近年は温暖な気候を生かしたオリーブの栽培にも取り組む農家が増加しているが、農業従事者の高齢化により、担い手不足や耕作放棄地の拡大が懸念されている。

また、最大の従業者数を抱える製造業では、全国有数のシェアを誇る業務用冷凍食材やカップ麺の具材を製造する企業を中心に、食料品製造が最も大きな売上を上げており、そのほか、窯業・土石製品、鉄鋼、パルプ・紙が上位を占めている。

そして、高速道路等の広域交通基盤や港湾を有する立地特性を生かした企業誘致により、さらなる製造業の立地が進んでいる。

一方で詫間地区は、瀬戸内随一の眺めを誇る紫雲出山や、浦島伝説の残る莊内半島、粟島、志々島などの美しい景観が存在するほか、海・里・山の幸を活かしたマルシェが頻繁に開催されている。隣接する仁尾地区は江戸時代の海上交通の要所として栄えた歴史情緒の残る街並みと、SNSをきっかけに国内はも

とより海外から多くの観光客が訪れる父母ヶ浜などの観光資源が注目を集めている。観光地としての注目が集まる現在、本市北部に位置する詫間地区および仁尾地区を中心として、宿泊施設や飲食店などが多く開業し、観光産業が本市の地域産業を担う産業のひとつとして確立しつつある。

財田地区は山間部に田畠や果樹園が広がっており、農業による地域活性化の取り組みが盛んである。地元野菜や加工品を販売する「たからだの里さいた」は、平成27年度には国土交通省の「重点道の駅」に選定されるなど、県を代表する道の駅である。

一方で、本地域外となる市中央部に様々な業種の大型店舗が立地し、市役所本庁舎や市危機管理センター、警察署、消防署、高等学校等の行政・文教機能が集中しているため、本地域は日常生活の便利さという点では不利な条件にある。

⑤過疎の状況

本市の人口は、合併前の昭和60年の7町の人口総和78,282人をピークに、徐々にペースを速めながら減少しており、令和2年の本市総人口は61,917人となっている。

本市における人口減少は、出生数が減少傾向にあること、死亡数が大きく増加していることによる大幅な自然減と、転入数・転出数はともに減少しつつも転出数が転入数を上回る社会減によるものである。

特に若年人口の減少が顕著であり、昭和55年には、生産年齢人口は50,562人、年少人口は15,642人であったが、平成27年には、生産年齢人口は35,192人、年少人口は7,754人となり、35年間でそれぞれ30.4%、50.4%と大幅な減少が見られる。

一方、老人人口は、昭和55年には11,735人であったが、平成2年には年少人口を上回り、平成27年には22,441人となっており、35年間で91.2%増加した。

本地域では、離島も含め、道路、土地基盤、公共施設や公共交通の整備、地場産業である農業の振興、移住・定住支援などの様々な施策を展開してきた。しかし、人口減少に歯止めがかからず少子高齢化がより深刻化し、地域共同体としての集落の運営が成り立たなくなる地域も出てきている。

また、産業面においても、労働人口の減少に伴うイノベーションの停滞や、人口減少による消費の低迷が懸念される。

こうした状況を受けて、令和2年3月に「第2期三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「第2期三豊市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定し、人口減少社会の克服と持続可能な地域の実現をめざしている。

⑥社会経済的発展の方向の概要

本市の土地利用としては、自然的土地利用の割合が高く、まとまりのある市街地は国道 11 号およびさぬき浜街道など幹線道路沿道の一部に限られている。産業構造の推移としては、第 3 次産業の就業者数が年々増加している。

特に、詫間地区はその傾向が強く、全就業者の約 6 割が第 3 次産業に就いている。詫間地区の市街地であるさぬき浜街道付近は業務・商業施設が多く、半島・離島部は山林や傾斜地が大部分を占めるため、第 1 次産業の発展が難しい。しかし、市内最大の工業団地や国際貿易港を有しており、今後は本市の商業を担うエリアとして発展をめざす。

仁尾地区も第 3 次産業化は進んでいるが、七宝山の傾斜緑地ではミカンやビワの生産が盛んであり、近年では高品質なレモンの产地としても注目され始めている。また父母ヶ浜をはじめとする観光資源にも恵まれているため、本市における観光・レジャー・レクリエーションのエリアとして、観光客の獲得に大きな役割を担っている。入込観光客数の増加に伴い少しづつ商業施設も増加している。

財田地区は、本市の中でも特に農業の盛んな地域であり、第 3 次産業化の進行がもっとも遅い地域である。仁尾地区のようなレジャー施設には乏しいものの、道の駅「たからだの里さいた」や温泉施設「環の湯」には市内外から多くの人が訪れている。生活環境としては、讃岐山脈に連なる山々や農地、財田川、ため池などの自然環境を有しており、自然と調和したゆとりある田園集落エリアとして持続的発展を図る。

(2) 人口および産業の推移と動向

本市の人口推移は表 1-1 (1) のとおりである。昭和 35 年以降、人口は減少の一途をたどっている。昭和 50 年から平成 2 年までの 15 年間においては減少率が 0.7% と非常に低くなっているが、年齢別人口を見れば、65 歳以上人口の増加が著しく、一方で 15 歳～29 歳の人口は高い減少率を示している。また平成 2 年から平成 17 年までの 15 年間では 0 歳～14 歳および 15～64 歳の減少率が非常に高くなってしまっており、高齢者比率が平成 2 年から 8.9 ポイントも上昇していることから、少子高齢化が急激に進行したことがうかがえる。

本地域のみの人口推移を示しているのが表 1-1 (2) である。市全体の推移と比べ、人口減少率が高くなっていることがわかる。特に平成 2 年以降の 65 歳未満人口の減少率の高さは非常に深刻である。

しかし、市全体の少子高齢化が進行しているなか、本地域の 65 歳以上人口の増加率はそれほど高くない。増加率が全体の数値を上回っているのは平成 17 年のみであり、平成 27 年には再び市全体の増加率を下回っている。しかし、平成

27 年の若年者比率と高齢者比率を見れば、市全体に比べ若年者比率は低く、高齢者比率は高くなっていることがわかる。つまり、本地域は他地域で大きく増加している 65 歳以上人口すら相対的に減少傾向にあると言える。また住民基本台帳上では、本地域の 65 歳以上人口のうち 75 歳以上の後期高齢者の比率が他の地域より高いことを考慮すれば、本地域の人口は今後一層減少するものと見込まれる。

また本地域における産業の推移は表 1-1 (4) のとおりである。詫間地区においては、昭和 35 年に 52.7% を占めていた第 1 次産業が平成 27 年には 5.2% に激減しており、就業者数をみると 15 分の 1 にまで減少している。一方で第 3 次産業の構成比は昭和 35 年以降、増加の一途をたどっている。就業者数を見てても、昭和 45 年以降は第 3 次産業が最も多くなっている。詫間地区は「三豊市グランドデザイン」においては「海と島の三豊」ゾーンとして、荘内半島や瀬戸内エリアの観光資源を生かし、推進主体と連携しながら、新たな観光体験を創造・発信する観光活性化ゾーンとしての役割を期待しているため、今後もこうした状態が持続するものと思われる。

仁尾地区における産業構造は、詫間地区ほどではないが、やはり第 1 次産業の減少が目立つ。仁尾地区は農地の大部分が中山間地であるものの、日照時間が長いという中山間地の特性を活かし、ミカンの名産地として知られている。仁尾町曾保地区のブランドフルーツである「マル曾みかん」は全国から注文を受けるほどである。しかし、条件不利地域であることや、少子高齢化の進行により後継者不足が問題となっている。また、仁尾地区は「日本のウユニ塩湖」として話題を集める父母ヶ浜や、街歩きが楽しめる古い街並みなどの観光資源も豊かである。農業と観光という両輪の維持が、仁尾地区の課題となっている。

財田地区は、農業が盛んな地域であり、昭和 35 年には産業の 72.3% を第 1 次産業が占めていた。現在も道の駅「たからだの里さいた」には市内外から多くの観光客が訪れ、財田地区の地元野菜や加工品を購入している。しかし、財田地区においても農業従事者の高齢化や後継者不足、人口減少、耕作放棄地の増加に伴う鳥獣被害の増加などによる農業の衰退は避けられず、平成 27 年の第 1 次産業の構成比は 22.2% にまで減少している。それでも他地区と比較した場合には高いと言えるが、そのことは農業以外の産業に乏しいとも言い換えることもできる。少子高齢化に歯止めがかからない現状に鑑みれば、今後も農業の衰退が予想される。農業の法人化や共同利用、ICT の利活用など、新たな発想による課題解決が期待されるところである。

表 1-1(1) 三豊市の人口の推移

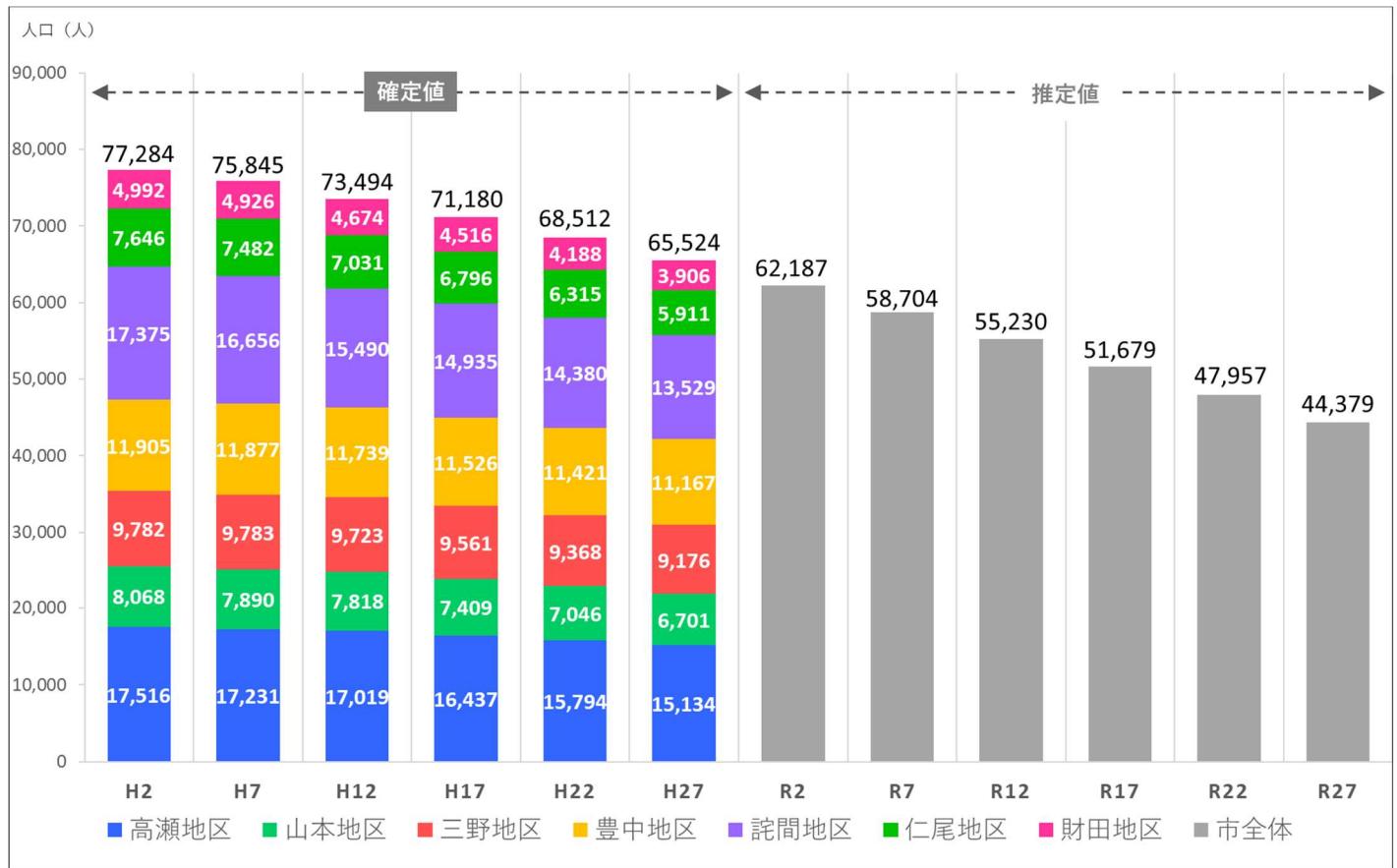
| 区分 | 昭和 35 年 | 昭和 50 年 | | 平成 2 年 | | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | |
|--------------------------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 表 1-1(2) 本地域の人口の推移 総数 | 84,827 | 76,726 | -9.6% | 77,284 | 0.7% | 71,180 | -7.9% | 65,524 | -7.9% |
| 0 歳～14 歳 | 25,565 | 15,497 | -39.4% | 13,232 | -14.6% | 8,920 | -32.6% | 7,754 | -13.1% |
| 15 歳～64 歳 | 51,614 | 50,882 | -1.4% | 49,201 | -3.3% | 42,254 | -14.1% | 35,192 | -16.7% |
| うち 15 歳～29 歳 (a) | 18,622 | 16,208 | -13.0% | 12,947 | -20.1% | 10,474 | -19.1% | 7,920 | -24.4% |
| 65 歳以上(b) | 7,648 | 10,347 | 35.3% | 14,832 | 43.3% | 20,006 | 34.9% | 22,441 | 12.2% |
| 若年者比率 (a)／総数 | 22.0% | 21.1% | - | 16.8% | - | 14.7% | - | 12.1% | - |
| 高齢者比率 (b)／総数 | 9.0% | 13.5% | - | 19.2% | - | 28.1% | - | 34.2% | - |

出典：国勢調査（総務省）

| 区分 | 昭和 35 年 | 昭和 50 年 | | 平成 2 年 | | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | |
|------------------------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 34,377 | 30,832 | -10.3% | 30,013 | -2.7% | 26,247 | -12.5% | 23,346 | -11.1% |
| 0 歳～14 歳 | 10,575 | 6,301 | -40.4% | 5,100 | -19.1% | 3,117 | -38.9% | 2,533 | -18.7% |
| 15 歳～64 歳 | 20,728 | 20,465 | -1.3% | 19,238 | -6.0% | 15,305 | -20.4% | 12,530 | -18.1% |
| うち 15 歳～29 歳 (a) | 7,558 | 6,759 | -10.6% | 5,031 | -25.6% | 3,790 | -24.7% | 2,731 | -27.9% |
| 65 歳以上(b) | 3,074 | 4,066 | 32.3% | 5,660 | 39.2% | 7,825 | 38.3% | 8,692 | 11.1% |
| 若年者比率 (a)／総数 | 22.0% | 21.9% | - | 16.8% | - | 14.4% | - | 11.7% | - |
| 高齢者比率 (b)／総数 | 8.9% | 13.2% | - | 18.9% | - | 29.8% | - | 37.2% | - |

出典：国勢調査（総務省）

表 1-1(3) 人口の見通し



出典：国勢調査（総務省）、日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

表 1-1(4) 本地域の産業の推移

(単位：構成比 %, 就業者数 人)

| 地区 | 産業区分 | 昭和35年 | 昭和40年 | 昭和45年 | 昭和50年 | 昭和55年 |
|------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 詫間地区 | 第1次産業 | 52.7 (4,676) | 43.5 (3,523) | 30.2 (2,533) | 19.8 (1,618) | 17.0 (1,480) |
| | 第2次産業 | 17.6 (1,562) | 23.7 (1,922) | 34.8 (2,917) | 39.7 (3,249) | 40.1 (3,488) |
| | 第3次産業 | 29.7 (2,635) | 32.7 (2,649) | 35.1 (2,942) | 40.5 (3,313) | 42.8 (3,718) |
| | 総 数 | 8,876 | 8,098 | 8,392 | 8,183 | 8,691 |
| 仁尾地区 | 第1次産業 | 43.4 (1,940) | 38.7 (1,630) | 31.8 (1,316) | 27.5 (1,128) | 24.9 (1,042) |
| | 第2次産業 | 33.0 (1,475) | 32.1 (1,355) | 38.5 (1,593) | 39.1 (1,601) | 39.6 (1,660) |
| | 第3次産業 | 23.5 (1,052) | 29.2 (1,230) | 29.8 (1,233) | 33.3 (1,365) | 35.4 (1,483) |
| | 総 数 | 4,468 | 4,217 | 4,142 | 4,097 | 4,189 |
| 財田地区 | 第1次産業 | 72.3 (2,442) | 69.4 (2,134) | 58.2 (1,883) | 46.3 (1,385) | 42.1 (1,271) |
| | 第2次産業 | 9.6 (324) | 10.4 (319) | 19.7 (636) | 24.5 (735) | 26.2 (790) |
| | 第3次産業 | 18.1 (611) | 20.3 (623) | 22.2 (717) | 29.2 (874) | 31.6 (954) |
| | 総 数 | 3,377 | 3,076 | 3,236 | 2,994 | 3,016 |

| 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 16.5 (1,448) | 13.1 (1,105) | 11.3 (937) | 9.4 (694) | 7.8 (544) | 5.7 (361) | 5.2 (309) |
| 40.8 (3,570) | 41.7 (3,520) | 42.3 (3,509) | 40.4 (2,992) | 38.1 (2,658) | 36.3 (2,289) | 35.2 (2,090) |
| 42.7 (3,736) | 45.1 (3,808) | 46.4 (3,851) | 50.2 (3,717) | 54.0 (3,764) | 56.1 (3,539) | 58.2 (3,454) |
| 8,759 | 8,439 | 8,300 | 7,407 | 6,971 | 6,307 | 5,930 |
| 23.6 (983) | 21.2 (840) | 20.4 (822) | 19.4 (708) | 17.2 (602) | 14.8 (452) | 14.1 (401) |
| 39.9 (1,661) | 40.0 (1,580) | 39.4 (1,589) | 38.3 (1,401) | 36.5 (1,276) | 33.3 (1,020) | 33.6 (956) |
| 36.5 (1,517) | 38.8 (1,533) | 40.2 (1,624) | 42.3 (1,545) | 46.3 (1,620) | 50.2 (1,538) | 50.3 (1,433) |
| 4,161 | 3,954 | 4,035 | 3,655 | 3,499 | 3,064 | 2,849 |
| 36.6 (1,088) | 33.7 (977) | 26.7 (765) | 25.5 (676) | 23.6 (586) | 22.7 (502) | 22.2 (456) |
| 31.4 (933) | 34.1 (989) | 34.4 (987) | 35.2 (935) | 31.7 (787) | 28.8 (637) | 29.9 (614) |
| 31.9 (949) | 35.6 (1,031) | 38.9 (1,117) | 39.3 (1,042) | 44.6 (1,109) | 46.4 (1,028) | 46.9 (964) |
| 2,973 | 2,897 | 2,870 | 2,654 | 2,486 | 2,215 | 2,056 |

出典：国勢調査（総務省）

(注) 総数には分類不能を含むため、合計と一致しない箇所がある。

(3) 行財政の状況

本市は、平成18年の7町合併により誕生して以来、本市ならではの特性や資源を生かしたまちづくりを、市民とともに進めている。

一方で、首都圏への人口集中や出生数の低迷がもたらす人口減少・人口構造の変化は、市の行政に大きな影響を与えている。こうしたなかで、一極集中型のコンパクトシティをめざすのではなく、地域の特性や市民一人ひとりの個性を生かした本市ならではの施策を展開し、山積する課題の解決に取り組むとともに、市民が、安全・安心な暮らしのなか、豊かさを実感し、夢や希望を叶えることができる「豊かさ実感都市」の実現をめざす。

財政運営については、国の地方財政対策や新たな財政需要等を踏まえ財政計画の見直しを行っているが、普通交付税の合併特例措置の終了、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の減収、対策経費の増大、公共施設の老朽化対策等の財政需要により、本市の財政状況が想定以上に悪化することが懸念される。

今後は、長期的な財政収支の見通しをより慎重に見極めながら、自立し持続可能な財政構造への転換が求められる。本市は、同一用途の公共施設を複数有しており、県内他市と比較して人口一人当たり延床面積がもっとも大きい。今後、これらの公共施設は更新時期を迎えることとなるが市の現状に沿った保有量をめざし、維持管理経費の削減を図る。

表 1-2(1) 三豊市財政の状況

(単位：千円)

| 区分 | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 | 令和元年度 |
|-------------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額A | 31,039,571 | 39,901,740 | 35,548,192 |
| 一般財源 | 20,386,338 | 21,030,796 | 20,576,545 |
| 国庫支出金 | 2,966,086 | 3,556,923 | 2,775,378 |
| 都道府県支出金 | 1,558,086 | 2,063,470 | 2,229,829 |
| 地方債 | 2,533,700 | 9,120,000 | 3,106,000 |
| うち過疎対策事業債 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 3,595,361 | 4,130,551 | 6,860,440 |
| 歳出総額B | 29,164,184 | 38,067,817 | 33,656,668 |
| 義務的経費 | 12,089,353 | 11,548,931 | 12,845,809 |
| 投資的経費 | 4,192,101 | 12,847,325 | 5,366,439 |
| うち普通建設事業 | 4,192,101 | 12,703,753 | 5,141,185 |
| その他 | 12,882,730 | 13,671,561 | 15,444,420 |
| 過疎対策事業費 | 0 | 0 | 0 |
| 歳入歳出差引額C (A-B) | 1,875,387 | 1,833,923 | 1,891,524 |
| 翌年度へ繰越すべき財源D | 836,200 | 516,710 | 287,323 |
| 実質収支(C-D) | 1,039,187 | 1,317,213 | 1,604,201 |
| 財政力指数 | 0.51 | 0.49 | 0.46 |
| 公債費負担比率 | 12.7% | 10.8% | 13.9% |
| 実質公債費比率 | — | — | 4.7% |
| 起債制限比率 | 8.5% | 3.9% | — |
| 経常収支比率 | 83.9% | 85.2% | 94.8% |
| 将来負担比率 | — | — | — |
| 地方債現在高 | 27,328,833 | 32,746,798 | 34,997,843 |

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

| 区分 | 昭和 55 年度末 | 平成 2 年度末 | 平成 12 年度末 | 平成 22 年度末 | 令和元 年度末 |
|--------------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| 市町村道（m） | 870, 203 | 955, 996 | 1, 006, 429 | 1, 047, 917 | 1, 061, 238 |
| 市道改良率 | 22. 7% | 39. 1% | 45. 3% | 48. 7% | 57. 6% |
| 市道舗装率 | 55. 5% | 82. 5% | 87. 8% | 89. 5% | 95. 4% |
| 農道延長（m） | 385, 662 | 229, 322 | 241, 541 | 159, 615 | 165, 015 |
| 耕地 1ha 当たり 農道延長 (m) | 49. 0 | 27. 6 | 31. 1 | 32. 6 | — |
| 林道延長（m） | 29, 599 | 35, 633 | 38, 440 | 34, 491 | 34, 806 |
| 林野 1ha 当たり 林道延長 (m) | 4. 7 | 5. 2 | 5. 8 | 4. 4 | — |
| 水道普及率 | — | — | — | 98. 3% | 98. 5% |
| 水洗化率 | — | — | 60. 1% | 83. 6% | 90. 4% |
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数（床） | 183 | 212 | 349 | 349 | 307 |

出典：公共施設状況調査（総務省）、一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

（4）地域の持続的発展の基本方針

本地域が持つ多様な特性・資源を改めて磨き直し、農水産業、商工業、観光業をはじめとする地場産業の安定的かつ継続的な振興を図るとともに、人や企業の本地域への流入・参入の促進に取り組み、新たな雇用の創出や人材の確保・育成に努める。

また本地域の次代を担う子どもたちの、確かな学力、健やかな体、豊かな心を育むための教育施策を開発するとともに、スポーツ分野等での可能性を広げるための環境整備や、地域住民の主体的な生きがいづくりにつながる生涯学習の拡充を図る。

加えて、本地域の魅力の屋台骨である豊かな環境の保全に努め、SDGs の達成や地域循環共生圏の創造をめざす。

そして、年齢を問わず住民一人ひとりが成長し、助け合い、安全・安心に暮らしていく持続的な地域をめざす。

（5）地域の持続的発展のための基本目標

本市は、平成 18 年の 7 町合併を経て、県内で 3 番目の人団規模となっている。合併後はそれぞれの地域の歴史や特性を生かし、豊かさとぎわいにあふれるまちづくりに取り組んできた。

しかし、首都圏への人口集中や出生率の低迷による少子高齢化と人口減少、そしてそれに伴う市税等の財源の縮小や社会保障費等の増大は非常に大きな課題となっている。

そうしたなか、第一に取り組むべき目標は人口減少対策である。本計画においては、「三豊市第2次総合計画」に基づき63,500人^{プラス}を人口目標に掲げ、移住定住促進はもとより、産業、教育、文化、健康、福祉など、本計画2~12の項目で示す施策を展開することで、魅力的なまちの実現による人口増加をめざす。

行財政運営の面においては、緊急度や優先度を見極めた上で合併特例債と、新たに過疎対象地域となった3地域の持続発展に資するための過疎対策債を有効活用し、対象期間中の收支均衡を図るとともに、計画期間内における起債総額（臨時財政対策債を除く）を同期間内の元利償還総額の範囲内に抑えることでプライマリーバランスの均衡を図る。

財源不足については、計画に沿って可能な限りの歳入確保策や事務事業のローリング等による歳出抑制策を講じることにより財源を確保し、「三豊市第2次総合計画」に掲げる本市の将来の発展に資する施策を展開していく。

また本市の魅力を生かしたふるさと納税や、地域活性プロジェクトの達成に向けたガバメントクラウドファンディング等の活用などにより、新たな財源を確保するとともに安全かつ効率的な公金の管理運用を行う。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況評価は、外部委員会等により計画の中間年度および最終年度に行う。また評価結果については市議会へ報告するとともに、市ホームページ等で公表する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の総量又は総床面積の縮減を図るため、原則、建替施設を除き、新規の建物は建設しないこととし、建替施設を建設する場合であっても、できる限り機能を維持する方策を講じた上で、優先順位を付けて一般財源の負担を大幅に圧縮する。

管理課が異なる場合でも、同様の用途である公共施設は、いずれかの公共施設に複数の機能を統合するよう努めるとともに、施設のライフサイクルコストの削減をめざし、建替施設を建設する場合においては、積極的に官民連携手法

を採用する。

その役割を終えた施設については、民間事業者等への貸与又は売却を検討し、公共施設の管理運営に地域コミュニティの活力を導入し、地域住民の連帯感を醸成する。

その他、本計画における施設整備等については、三豊市公共施設等総合管理計画に基づき実施する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

本市は、県平均と比較して、出生率や婚姻率が低く、一方で高齢化率や死亡率は高くなっている。また、特に20～29歳の転出超過が目立つ本市では、人口減少と人口構造の変化が著しく進行していることは明らかである。

近年では、新型コロナウイルス感染症の影響により、働き方の変化や暮らしにおける価値観の多様化から、都市圏において地方への移住志向が高まりを見せているが、本市からの転出者のうち、半数以上が県内他市町への転出であることを鑑みれば、このような社会動向を座して待つことなく、若年層を中心とした流出防止策や移住・定住促進に注力する必要がある。

また、本地域においては、人口減少や高齢化とともに空き家が増加しており、近隣の生活環境や景観の悪化および犯罪発生につながるおそれがある空き家は、地域課題の一つとなっている。利活用可能な空き家を地域活性や移住・定住促進における地域資源ととらえ、積極的に利活用することが求められている。

さらに、本地域の持続的な発展のためには、地域を担う人材の育成・確保が不可欠であるが、地域コミュニティの基礎となる自治会組織への加入率は、平成18年の85.6%から平成30年には80.4%まで低下しており、地域における人と人のつながりが希薄になりつつある。

市民一人ひとりがまちづくりにおける当事者意識を持ち、行動を起こすことができるよう、参画機会の提供と意識醸成に努める必要がある。

さらには、地域外から多様な人材を受け入れたり、地域間において継続的に交流を行う関係性を築いたりすることで、新たな地域の担い手確保が期待される。

(2) 対策

本地域が持つ魅力をさらに充実させ、最大限にアピールすることで、定住地として選ばれるまちをつくるとともに、住民のシビックプライドを醸成し、地域で活躍する多様な人材を育成する。

詫間地区、仁尾地区、財田地区は、いずれも特色豊かな地域である。詫間地区は瀬戸内海に大きく突き出た荘内半島や、瀬戸内国際芸術祭の会場でありアートの島として注目を集めている栗島などの自然・文化資源を有しながら、市街地には大型スーパーなどの商業施設も多い。仁尾地区は、父母ヶ浜をはじめとする観光資源が豊富であり、日照時間の長さや温暖な気候を生かした農作物の栽培も盛んである。財田地区は、財田川沿いに田園風景が広がり、道の駅や温泉などの交流施設を有している。こうした本地域の魅力や、住まい・仕事・

生活などの移住に関するあらゆる情報を、専用ポータルサイトを利用して発信しながら都市部で開催される移住フェア等への参加をはじめ、香川県移住・定住推進協議会の会員として、県や他市町との相互協力による広域的なPRを通して、移住促進を図る。

また、移住者からの相談を一元的に受ける窓口体制を整えるとともに、移住者同士の交流の場を提供することで移住生活を支援する。加えて、若者世帯の移住・定住を促すため、住宅取得費の補助を行うほか、県外からの移住者に対しては、賃貸住宅の家賃補助を行う。

空き家バンク制度では、活用可能な空き家の情報発信を行い、バンク登録物件を購入した場合はリフォーム費の補助、賃借した場合は家賃補助を行う。

人材育成の面では、地域運営組織である「まちづくり推進隊」をはじめ、自らの手で公共サービスの一部や地域課題の解決、地域の持続的発展に向けた取り組みを行う組織の活動を支援するとともに、地域外から本地域へ生活拠点を移し、地域活動にチャレンジする人を地域おこし協力隊制度の活用などにより積極的に受け入れていく。

(3) 計画

| 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|----------------------|---|------|----|
| 過疎地域持続的発展特別事業（人材育成） | まちづくり活動推進事業 地域運営組織である「まちづくり推進隊」の運営支援により、地域の人材育成を図る | 市 | |
| 過疎地域持続的発展特別事業（移住・定住） | 定住促進事業 転入者への家賃補助や、若者世帯への住宅補助、空き家バンク登録物件のリフォーム補助等により移住・定住人口の増加を図る | 市 | |

(4) 公共施設等の総合管理計画等との整合

公共施設等の総合管理計画の対象に該当しない。

3. 産業の振興

(1) 現状と問題点

①農水産業

本地域は、農水産業従事者の高齢化や後継者不足により、新たな担い手の育成が急務となっている。平成12年には1,815戸であった本地域の総農家数は、令和2年には1,052戸になっており、20年間で42.0%も減少している。特に詫間地区は51.3%、仁尾地区は45.6%の減少率となっている。また農家数の減少に伴い、耕作放棄地は拡大の一途にあり、営農条件の厳しい中山間地のみならず、平野部の優良な農地においても遊休化、荒廃化が進んでいる例が見られる。

また、農作物への鳥獣被害も深刻な問題となっている。鳥獣被害は経済的損失のみならず、営農意欲の減衰、ひいては耕作放棄地の増加などをもたらし、被害額として数字に現れる以上の深刻な影響を及ぼす。

さらには多くの生産者がマーケットのニーズを知らずに、価値の高い農産物が認知されないまま埋もれてしまっている。消費者のニーズを的確に把握し、販売機会の拡大や6次産業化、薬用作物などの特色ある農業の展開とブランド化など、稼げる産業への成長が求められている。

水産業においても、従事者の高齢化、後継者不足の問題は同様であり、水産資源の減少や漁業環境の悪化等が、その問題に拍車をかけている。また漁港海岸堤防は、整備後40年以上が経過し損傷や機能低下が進行している。漁業環境の保全と三豊海域の健全な発展に資する取り組みが必要とされている。

②商工業

本地域における商業は、事業所数、従業者数ともに減少傾向にあり、その減少率は人口減少率を上回っている。また大型店舗やコンビニエンスストアの立地、ネット販売の浸透により、地域の小規模商店の経営が困難になるとともに、経営者の高齢化や後継者・人手不足が深刻な問題となっている。

また本市全体の傾向として、近隣他市町に比べ小売吸引力指数が低く、買い物客が市外に流出している。消費流出に歯止めをかけなければ、小売業を中心に事業所数がさらに減少することによる地域経済の縮小や、働く場所の減少による人口減少にもつながるおそれがある。

本市には12箇所の工業団地が存在し、本地域における立地状況は、詫間地区に4箇所、仁尾地区に1箇所、財田地区に2箇所となっている。立地企業総数は101社であり、そのうち70社が詫間地区に集中している一方、仁尾地区では1社、財田地区では10社と少ない。近年は製造コスト競争の激化に伴う産業の

空洞化などにより、企業数も減少傾向にあり、雇用の減少が懸念される。経済の多様化・グローバル化が進むなか、企業が求める支援を把握し、新たな産業の立地、企業の誘致が課題となっている。

③観光業

詫間地区、仁尾地区の瀬戸内海に面した風光明媚な海岸線や離島は瀬戸内海国立公園に指定されており、中でも荘内半島や紫雲出山、粟島、鳶島は特別地域に指定されている。さらに近年、仁尾地区の父母ヶ浜がSNS上で話題となり、国内外からの観光客が急増したこともあり、個性豊かな宿泊施設や飲食店が新たに生まれている。また、市内には公園や温泉も多く存在しており、財田地区の道の駅「たからだの里さいた」には、市内外を問わず多くの人が訪れている。

地域の祭りやイベントも開催されており、詫間地区の「たくま港まつり」や仁尾地区の「仁尾竜まつり」では多くの人でにぎわうほか、3年毎に開催される瀬戸内国際芸術祭では粟島が会場の一つとなっている。

このように、本市は様々な質の高い観光資源を有しているながらも、それぞれが点在しており、地域としての魅力を出し切れていない。過去に実施した市民アンケートにおいても、「観光地なし」という回答が多数であったことから、市民レベルでの観光に対する意識も低いと言える。

観光客に選ばれ、くり返し訪れてもらう魅力ある地域とするためには、明確な統一コンセプトのもと、官民連携による観光環境整備と、市内外に向けたプロモーション力の強化を図っていかなければならない。

(2) 対策

①農水産業

農業従事者が減少するなかで、効率的かつ安定的な農業経営をめざす認定農業者と、これに続くものとして期待される新規就農者、集落営農組織を確保・育成することが重要である。集落座談会やJA生産者部会などを通じて、潜在する担い手の掘り起こしを積極的に行い、新たに認定農業者に移行しようとする意欲ある農業者に対して支援を行う。既に認定農業者になっている経営体に対しては、経営改善計画の実現に向けた総合的な支援を行う。

新規就農者の確保・育成においては、若手就農者をはじめとする転職・退職就農者や女性、外国人などのあらゆる就農希望者に対し、技術・知識の習得、農地の確保、機械・施設の取得、さらには自立のための資金調達、住居の相談、農業法人への就職斡旋まで、関係機関が連携してサポートを行うとともに、定期的に面談を行い、早期の安定経営などのフォローアップを行う。

鳥獣害対策としては、費用対効果を考慮した、地域（集落）等を広い範囲で囲む集落防護柵の整備や維持管理を推進し、鳥獣害への理解と知識を深める講習会などを開催する。また三豊市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を支援するとともに、新たな捕獲の担い手の確保・育成のため、狩猟免許やアライグマ防除従事者資格の取得を支援する。

農産物のマーケティング、販売促進についても支援を行う。詫間地区のマーガレット、仁尾地区の「マル曾ミカン」、財田地区の三豊ナスや「たからだ米」など各地域を代表する主要農産物について、JAなどの関係機関と連携し、生産体制の強化を図り、栽培促進を行う。市長によるトップセールスやインターネットでの情報発信などにより流通関係者や消費者に対し、産地イメージの形成・高度化をねらう。また詫間地区を中心に栽培が広がりつつある薬用作物のように、本地域の特産品として差別化できる高品質な農産物については、ブランド化への取り組みを行う。

さらに農業を稼げる産業へと成長させるため、農業の計画的機械化やスマート農業を支援する。農作業の効率化や経営の安定化に向けての資本投資について、経営圧迫の防止と初期投資の負担軽減のため、国や県などの各種制度の活用に向けて支援するとともに、機械の共同利用を目的とした集落営農等の組織化を促す。

未だ普及の進んでいないスマート農業についても、そのメリット・デメリットの正しい理解を促すとともに、財田地区に拠点を置く MAiZM（みとよ AI 社会推進機構）とも連携しながら、地域の実態に即したスマート農業を推進する。

農業者の所得の向上と経営の安定化等のメリットのある 6 次産業化を積極的に推進し、本地域の特色ある農産物や資源と、農業者や商工業者の技術や知識を掛け合わせ、新しい商品やサービスの開発・提供・販路の拡大に取り組む農業者を支援する。

水産業については、漁協等関係機関との協力・連携により、新たな漁業従事者の確保と後継者の技術や知識の習得支援に努め、経営の安定化を図るため、ICT や AI、IoT などの先端技術の導入を促進する。漁業振興の一環として行っている本地域での淡水・海水魚種苗放流や、詫間地区、仁尾地区の漁港施設の維持管理を継続して行う。

本地域の農水産物は多品種かつ高品質である。詫間地区で開催されるマルシェや、仁尾地区の朝獲れ朝市、財田地区の「たからだの里さいた」などの直売所では、旬の農水産物が並び、消費者や市場からの評価も高く、これらを利用した特色ある加工品も多く見られ始めている。そうした流れを後押しし、地域ブランドの確立や販路の拡大を支援するとともに、学校給食や各種イベントなどを通じて、農水産業の地産地消を推進する。

②商工業

本地域においては、詫間地区の市街地を除き、小規模事業者が大半を占めている。商工会や金融機関などと連携し、経営指導体制の強化や金融支援制度の活用促進を図るとともに、経営指導員、経営支援員を中心とした小規模事業者に対する経営改善普及事業を推進する。

また、後継者・人手不足対策として、地元企業への就職を希望する人に対して、近隣市町と合同での企業説明会の開催や、大学生等向けのインターンシップ開催補助を行う。

地場産業における優れた技術やノウハウを円滑に次世代に引き継ぐため、経営者への意識啓もうを行い、後継者とのマッチング、その後のフォローアップ、専門家による支援などを行う。

さらに、労働人口の減少に対応するための生産性の向上に向けて、先端設備等を導入する際の税制面での支援を行うとともに、MAiZMとの連携により、AIやICT活用した企業の課題解決を図る。

企業立地の体制の強化としては、本地域に新たに進出を考えている企業への紹介や立地する土地に関する情報、立地補助に関する申請方法等の発信を行っていくとともに、時代の潮流と企業ニーズに即した立地支援を行う。

加えて、プレミアム付き商品券の発行を行い、産業全体の活性化と域内消費・地産地消を促す。

③観光業

観光資源を豊富に有する詫間地区・仁尾地区の魅力を生かし、計画的に観光地化を進めることで、国内外から本市を訪れる人が高い満足を感じ、何度も足を運んでもらうことができるまちをめざす。本市以外を目的としていた人にも本市の魅力を知ってもらい立ち寄ってもらえるよう、周辺市町と連携した広域的な観光ルートの構築を図る。財田地区については、道の駅「たからだの里さいた」などの集客力のある施設の魅力を発信し、観光客の増加をめざす。

入込観光客数が増加傾向にある今、様々な事業者や団体が魅力的な地域づくりに向け、独自の活動を盛んに行っている。こうした活動を、行政が組織の垣根を越えてバックアップし、官民連携して観光の産業化をめざすとともに、観光地周辺のインフラ整備や外国人観光客の受入環境の充実を図る。また新型コロナウィルス感染症の影響で急激に需要の減った宿泊業への支援施策として、市内宿泊客限定でプレミアム付き商品券を販売する「三豊市観光需要回復キャンペーン」を行い、アフターコロナに向けた宿泊客数の回復を図る。

また、一般的な観光客と、来訪回数の多いリピーターやコアファンという二つのセグメントに分け、それぞれに効果のある手法で情報発信やプロモーショ

ン、デジタルマーケティングを実施する。

(3) 計画

| 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|----------------------|---|------|----|
| 基盤整備（農業） | 農道・ため池・ほ場整備事業 | 県・市 | |
| | 県営中山間地域総合整備事業 | 県 | |
| | 市単独補助土地改良事業 | 市 | |
| | 団体営土地改良施設維持管理適正化事業 | 市 | |
| 基盤整備（林業） | 造林事業 | 市 | |
| 観光又はレクリエーション | 観光施設整備事業 | 市 | |
| 経営近代化施設（農業） | たからだの里整備事業 | 市 | |
| 漁港施設 | 漁港等整備事業 | 県・市 | |
| 過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業） | 荒廃農地等利活用推進事業 耕作放棄地の解消に向けた取り組みを支援し、農業振興・環境改善を図る | 県 | |
| | 多面的機能支払事業 農村環境の保全管理を支援し、国土保全、水源涵養など多面的な機能の維持・発揮を図る | 市 | |
| | 中山間地域等直接支払事業 条件が不利な中山間地において、農業を継続できるよう支援を行い、担い手の確保に努める | 市 | |

| | | | |
|-------------------|--|---|--|
| | 水産振興事業 漁協と連携して魚種苗の放流を行い水産業の振興を図る | 市 | |
| | 有害鳥獣対策事業 有害鳥獣の捕獲奨励金や防護柵・捕獲罠の設置補助により、鳥獣害の減少を図る | 市 | |
| 過疎地域持続的発展特別事業（観光） | 観光振興事業 詫間地区・仁尾地区の魅力ある観光施設の維持管理を行い、観光客誘致を図る | 市 | |
| | 離島振興事業 粟島芸術家村へ芸術家を招き離島振興を図る | 市 | |

（4）産業振興促進事項

①産業振興促進区域および振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|-----------------|-----------|----|
| 詫間地区 | 農林水産物等販売業 | | |
| 仁尾地区 | 製造業 | 令和3年4月1日～ | |
| 財田地区 | 旅館業 情報サービス業等 | 令和8年3月31日 | |

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

i) 農林水産物等販売業

上記3-(2)-①のとおり

ii) 製造業

上記3-(2)-②のとおり

iii) 旅館業

上記3-(2)-③のとおり

iv) 情報サービス業等

市民がデジタル社会の恩恵を享受できるよう地域拠点を中心に情報通信環境を整備するなどして地域のデジタル化を進めるとともに、情報サービス業等が事業展開しやすい環境をつくる。

③他市町村との連携

産業の振興については、産学官連携による地域産業の振興を行うとともに、観光ルートの構築、農水産品・加工品の販路拡大、就労者・後継者とのマッチング機会の創出などにおいて周辺市町や関係団体と連携して実施する。

(5) 公共施設等の総合管理計画等との整合

詫間港における物流機能や仁尾港におけるマリンレジャー機能の強化を図るため、臨港地区の機能維持や新たな港湾整備を関係機関に働きかけるとともに、漁港施設の適正な維持管理や計画的な改修を行い、水産業・観光業の振興を図る。

4. 地域における情報化

(1) 現状と問題点

AI・ICT等の先端技術、5Gなどの次世代移動通信システムなど、急速に進化する社会のデジタル化に伴い、生活、産業、交通、教育など様々な分野において、情報化への適応が求められている。

本地域においては、主幹産業である農水産業はもとより、観光や交通の面で積極的にデジタル化を推進するとともに、AI・ディープラーニング技術を活用できる地域人材の育成および事業創出の支援が求められている。

(2) 対策

令和2年4月に掲げた「三豊市デジタルファースト宣言」に基づき、関係人口施策や市民サービスなどの分野でデジタル化に取り組む。

また、産業分野ではデジタルマーケティングによる関係人口の創出や拡大、移住定住促進、地場産品のPR、観光コンテンツの発信や産業立地の促進等を行う。プレミアム付き商品券の発行においても、その一部をデジタル商品券として発行することで、市民のデジタル化への意識改革に努める。

市民サービスの面においては、タブレット端末を活用した各種行政手続きの導入をめざす。

交通分野においては、人流や物流に係るデータを可視化するとともに、交通デジタル基盤の構築や、自動運転技術など先端技術の導入によるスマートモビリティ社会の実現をめざす。

また、本市は、近隣自治体である丸亀市、善通寺市、観音寺市、琴平町、多度津町、まんのう町と4市3町で連携し、自治体に共通する課題に対し、AIを活用した解決方法を協議・検討する広域自治体等人工知能活用推進協議会を平成31年4月に発足させた。MAiZMが行う地域・企業の課題解決のためのニーズシーズマッチングや、AI人材育成に係る各種講座への参加を促し、近隣自治体を巻き込んだ取り組みを進めている。AI人材育成の分野では、香川高専詫間キャンパスの学生らが2つのAIベンチャー企業を誕生させるに至っている。

今後も、様々な取り組みを通して地域の情報化に取り組むとともに、情報インフラ整備の一環として、各地域拠点における公衆Wi-Fi整備を進め、民間のWi-Fi整備も促進する。

(3) 計画

| 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------|--|------|----|
| 過疎地域持続的発展特別事業（情報化） | 先端技術導入推進事業 AI・IoTなどの先端技術を産業や行政など様々な分野に導入し、地域の持続的発展を図る | 市 | |

(4) 公共施設等の総合管理計画等との整合

公共施設等の総合管理計画の対象に該当しない。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

本市の社会インフラの状況は市道が 2,540 路線、総延長 1,082 キロメートルあり、河川については二級河川が 140 キロメートル、準用河川が 48 キロメートルとなっている。

また 662 箇所の橋りょうを有し、耐用年数を超えた橋りょうは少ないものの、築 20 年以上経過したものが約 70%、うち築 30 年経過が約 50% であることから、これらの機能を適正に維持するためには定期的かつ計画的な更新が必要である。

本市における主要な公共交通としては、市内全域に 12 路線が設置されているコミュニティバスがあり、特に免許返納後の高齢者や、学生、観光客等の利用が多い。

加えて、市内には JR の駅が 7 箇所（臨時駅 1 駅含む）あり、うち 1 箇所ずつが詫間地区と財田地区に位置しており、主に通勤や通学のために多く利用されている。

本地域のうち詫間地区の離島については、定期航路が運航されているが、島民等の高齢化や人口減少によって利用者数が伸び悩んでいる。

他地区に比べ後期高齢者の多い本地域において、安全で便利な公共交通の必要性は非常に高い。交通安全対策として、運転免許証自主返納者への支援を行っているなか、免許証を返納しても困らない移動手段の確保が喫緊の課題となっている。健康寿命の延伸という面でも、交流や身体機能を維持する外出機会は重要である。

また、アートの島として注目を集める粟島や、美しい景観の莊内半島などを有する詫間地区、フォトスポットとして全国的に有名な父母ヶ浜を有する仁尾地区においては、観光客が使いやすい観光交通という視点も重要である。

本市のめざす多極分散ネットワーク型のまちづくりにおいては、それぞれの地域のコミュニティ拠点をつなぐネットワーク（移動手段）の整備が必要不可欠である。本地域のみならず、本市全体の持続可能な発展のためには、従来の公共交通の維持だけにとどまらず、時代のニーズに応じてデマンド方式などの新たな交通体系を検討していくことが必要になっている。

(2) 対策

日常生活に密着した市道については、交通の安全性と利便性の確保に向けて、地域の状況や、国道・県道との機能分担等を考慮しながら、幹線道路の整備と狭小道路の改良等を行うとともに、計画的な維持管理を行う。

市管理河川は、治水・利水機能を維持するために関係機関と連携し計画的に

適正な維持管理・整備を行う。また、維持管理においては、安全性はもとより、豊かな地域資源を損なわないよう、自然環境に配慮した水と緑のネットワーク形成に努める。

老朽化した橋りょうについても、安全性を保つため、点検マニュアル等に基づき定期点検を行い、健全度を正確に把握するとともに、長期的かつ計画的な整備を行う。

交通手段の確保においては、「行きたいときに 行きたいところへ 行けるまち」を基本理念とし、それぞれの地域の実情に応じた最適な公共交通をめざす。公営バスとしては県内最多の路線数を誇る本市のコミュニティバスを適正に維持していくだけでなく、利用者の意見を常に収集し、地域の企業等とも連携しながらニーズに即した路線・ダイヤに更新していく。また本市を初めて訪れた観光客でも利用できるコミュニティバスとするため、時刻表のオープンデータ化やAI・IoTといった先端技術を活用した利便性向上と効率化を推進する。

離島への汽船については、島の人口減少に伴い利用者も減っているが、島の生活を守り、また観光資源として活性化していくためにも、今後も維持・確保に努める。

交通手段の確保は、本地域の活性化や持続的発展のために非常に重要な要素である。多極分散ネットワーク型のまちづくりを進めていくなか、各地域拠点間の交通ネットワークに加え、「ドア to ドア」のサービスなど、ラストワンマイルの課題に対応できるような地域内の移動手段の整備についても検討していく。そして地域間ネットワークと、JR や高速バスのような広域ネットワークとが連携することで、市内外に開かれた交通手段の確保に努める。

(3) 計画

| 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------|--|----------|----|
| 市町村道（道路） | 市道新設改良事業 | 市 | |
| 市町村道（橋りょう） | 橋りょう新設改良事業 | 市 | |
| 林道 | 林道維持管理事業 | 市 | |
| 鉄道施設等（その他） | 交通拠点整備事業 | 市 | |
| 過疎地域持続的発展特別事業（公共交通） | 過疎地域における移動手段確保事業 粟島や本地域における新たな公共交通の運行により交通手段の充実を図る。 | 市または民間団体 | |

(4) 公共施設等の総合管理計画等との整合

社会インフラについては、三豊市公共施設等総合管理計画に基づいて、再配置および維持修繕、適正管理を行う。

また、現在、各地域に点在する公共施設の機能集約や統廃合を行うためには、集約された施設（拠点）への移動手段の確保が不可欠であるため、施設の再配置と連動して交通手段のあり方を検討する。

6. 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

人口減少や高齢化の進む本地域では、空き家の増加とそれに伴う住環境の悪化が問題となっている。平成28年に実施した空き家等実態調査においては、本市の空き家は1,998棟であり、そのうちの詫間地区が808棟(40.4%)、仁尾地区が207棟(10.4%)、財田地区が128棟(6.4%)と、本地域が過半数の空き家を抱えている。7地区の世帯数に占める空き家の割合を見れば、もっとも割合が高い地区が詫間地区(13.8%)、2番目が同率で仁尾地区と財田地区(8.8%)となっている。また調査では、損傷の激しい空き家や倒壊の危険性がある空き家が全体の48%にのぼり、そうした空き家は詫間地区の半島・離島部、仁尾地区、財田地区に多いとの調査結果が出ている。空き家は、防災、防犯、衛生、景観など周辺住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあるため、総合的かつ計画的な対策が求められている。

上水道については、本地区の水道普及率はほぼ100%となっているため、今後も安全で安定的な給水ができるよう継続的な整備および効率的な維持管理体制が求められている。

また本地域の豊かな自然環境は、基幹産業である農水産業はもとより、住民の生活や観光資源を支える屋台骨であり、環境保護は、本地域の持続的発展のために欠かすことのできない要素である。そのため、エネルギーを有効活用し資源が循環する環境負荷の少ない、そして自然と共生する持続可能な地域づくりが求められている。

「ごみはすべて資源である」という理念のもと、住民や事業者の意識の高揚を図りながら3R運動を推進するとともに、合併処理浄化槽の普及促進および、し尿・浄化槽汚泥処理体制の拡充が求められている。

(2) 対策

適切な管理がなされていない空き家は、樹木・雑草等の繁茂による生活環境の悪化だけでなく、火災や犯罪の温床などの防災防犯上の問題が懸念され、地域の活力も失われることにつながる。空き家の適切な管理を促進するとともに、空き家の発生そのものを抑制することに重点を置き、地域住民や関係機関と連携を図りながら、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。

空き家の発生について地域の現状を十分把握している住民や自治会組織から情報収集を行い、所有者等を特定して適切な管理を促すとともに、再利用可能な空き家は、空き家バンク登録や空き家バンクリフォーム補助を通して、地域の活性化や人口減少抑制の施策へと転換する。

また管理不全状態が一定程度以上進行した空き家については、速やかな除却

を促す。除却後の跡地についても適正管理を行うよう、跡地の所有者等に対して周知・啓発していくとともに、跡地の市場流通化や地域コミュニティ等の公共的な利活用への支援策を検討する。

自然環境の保全においては、「三豊市地球温暖化対策実行計画」に基づき、令和12年度までに平成17年度比で温室効果ガス排出量を27%削減することで、低炭素社会の構築に取り組む。農地・森林の多い仁尾地区、財田地区においては、三豊市森林整備計画に基づき、混みすぎた林の間伐などの森林整備や管理を行うとともに、既存農地の維持、耕作放棄地の解消、環境保全型農業の推進により、森林や農地の温室効果ガス吸収量を確保する。

詫間地区の栗島では、グリーンスローモビリティ・小型EV車両による島内移動や、ドローンによる物流など環境負荷の少ない輸送手段の確保に向けた取り組みを行うとともに、海洋環境教育の拠点としてワークショップ等を開催しており、今後も本市におけるモデル地区として自然環境の保全に取り組む。

廃棄物の処理では、トンネルコンポスト方式を採用した「バイオマス資源化センターみとよ」において、ごみの再生利用を促進している。本市は県内でも突出して高いリサイクル率を誇っているが、市民一人当たりのごみ排出量は増加傾向にあるため、現在のリサイクル率の維持・向上に取り組みつつ、ごみ総量の削減をめざす。

また、本市の汚水処理人口普及率は年々増加しており、河川の水質調査結果も改善傾向を示している。今後も良質な水環境の維持・創出のため、合併処理浄化槽への転換補助や集落排水への接続促進などにより水質改善に取り組む。

(3) 計画

| 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|--|------|----|
| 公営住宅 | 住宅建設事業 | 市 | |
| 消防施設 | 消防施設整備 | 市 | |
| 下水処理施設（農村集落排水施設） | 農業・漁業集落排水施設整備事業 | 市 | |
| 過疎地域持続的発展特別事業（生活） | 空き家等対策事業 空き家の解体や耐震改修、リフォームを支援し、地域の住環境の向上を図る | 市 | |
| | 民間住宅耐震対策支援事業 住宅の耐震化を支援し、住環境の改善の防災対策を図る。 | 市 | |

(4) 公共施設等の総合管理計画等との整合

上水施設や水道管については、今後も安定的な給水を確保できるよう香川県広域水道企業団と連携し、計画的な施設の更新、耐震化を実施する。

下水道施設は適正な維持管理を推進するとともに、「三豊市生活排水処理構想」に基づき、汚水衛生処理率の向上を図る。

また、河川・海岸の管理においても、生物の多様性に配慮した自然環境の保全・創出や多自然川づくり、親水空間の創出などを図り、水と緑のネットワークの形成に努める。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

①子育て環境

本市の子育て世帯の状況としては、子ども（18歳未満）のいる世帯数は年々減少しており、平成7年には7,750世帯であったが、平成27年には5,310世帯と、20年間で31.5%も減少している。一方で、子どものいる世帯のうち、7割弱は核家族であり、ひとり親世帯の数は増加傾向にある。

また、幼稚園の園児数が過去10年間で3割以上減少する一方、女性の社会進出や核家族化による保育ニーズの高まりから、保育施設の園児数は5割近く増加している。令和元年度の全幼児に対する保育施設（市内のみ）の入所率は45.0%であり、どこにも通園（通所）していない幼児の割合が大きく低下している。

本地域における幼稚園の設置状況は詫間地区に2箇所、仁尾地区に2箇所となっており、財田地区には令和3年4月に幼保連携型認定こども園が開園している。保育所は詫間地区に3箇所、仁尾地区に1箇所であり、幼稚園・保育所のいずれも公立である。

各施設は、合併前の歴史的な経緯や立地条件等により、保育年齢等の制度が異なっている。合併後、可能な限り、差が生じないよう制度の充実・同一化に努めてきたが、現在もいくつかの点で相違があり、その解消が求められている。

本市では、令和元年10月より、3～5歳児の幼稚園・保育所・こども園の費用を無償化するなど、子育て支援策の充実を図っているところであり、今後も仕事と子育てを両立できる環境や安心・安全な地域の整備を推進する必要がある。

また施設としても詫間地区の松崎幼稚園は築47年、松崎保育所は築40年、須田保育所は築38年、仁尾地区の曾保幼稚園は築37年、平石幼稚園は築31年と古い施設が多く、安全な教育・保育環境を確保するために改修や更新が必要である。

②高齢者福祉

高齢化の進行に伴い、要支援・要介護認定数は年々増加している。認知症高齢者数も増加しており、過去のデータから推計すると、令和7年度の高齢者人口に占める認知症有病率は19.0%となる。

令和2年に実施した調査によれば、高齢者独居世帯や高齢者のみ世帯は増加傾向にある。さらに、介護が必要になった場合「自宅で介護を受けて暮らしたい」という意見が、平成29年に実施した前回調査と比べてかなり高くなつた

ことから、在宅医療と介護連携を含む、在宅介護のサービスの充実が求められている。

一方で高齢者の社会参加や生きがいづくり等への参加頻度が高くなってきており、特に就労している割合の伸びが顕著であることから、高齢者が地域において生き生きと暮らせるよう各種団体や地域活動への参画支援に努めるとともに、高齢者の就労に関しても積極的に支援していく必要がある。

(2) 対策

①子育て環境

身近な地域で保育を受けられる環境を整備し、小学校とも密接に連携を取りながら、0歳児からの保育が、3歳児からの教育・保育、小中学校の教育へとつながる一貫した保育・教育をめざす。いずれの就学前教育・保育施設においても、充実した幼児教育が受けられる体制づくりを推進するとともに、その効果的な推進のため、詫間地区、仁尾地区においても認定こども園制度の活用を検討する。

また保育・教育を担う人材の育成・確保にあたっては、保育・教育の公益的役割を重視し、公立施設を中心に組織強化に努める一方で、市民の利便性をより高めるため、民間事業者の教育・保育施設運営への参入も促進する。

施設については、築年数の古い施設があること、少子化による児童数減少と待機児童の発生が同時に起こっていることなどをふまえながら、就学前児童数の見込みや適正な職員・施設規模なども考慮し、長期的な視点で、最適な配置を進めていく必要がある。仁尾地区は、平石幼稚園と仁尾保育所が隣接している現状に鑑み、幼稚園と保育所を統合し、幼保連携型認定こども園化を進める。

また、南海トラフ地震の津波浸水区域および高瀬川浸水想定区域であり、老朽化が進む詫間地区の松崎幼稚園は、子どもの安全確保のために移転が望ましい。同地区の松崎保育所や詫間幼稚園も含めて、統合や認定こども園化など、施設のあり方を早急に検討していく。

②高齢者福祉

後期高齢者の増加が進む本地域においては、認知症予防とケアは非常に重要な課題である。認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、標準的な医療や介護サービスへのアクセスについて、三豊市認知症ガイドブック等を通して情報提供を行うとともに、認知症サポーター養成講座を開催し、正しい知識の普及に努める。

また、各地域拠点において、認知症予防教室や高齢者あんしん相談などを実

施することで、認知症の予防・早期発見に努める。さらに地域における高齢者の見守り強化に向けた事業を実施するとともに、地域の誰もが気軽に集い医療・介護・福祉の専門家に相談できる「オレンジかふえ」を定期的に開催する。

健康寿命の延伸という観点では、高齢者のニーズを捉えながら、地域拠点を中心にスポーツ・レクリエーション、講座・教室などの生涯学習活動を展開し、地域社会への参加や生きがいづくりを推進する。加えて、シルバー人材センターや民間企業・団体と連携し高齢者の就労的活動支援を行ったり、各種関係機関と連携し、ボランティアや老人クラブ活動を支援したりして、高齢者の社会参加を促進する。

そのほか、詫間地区では、離島においても介護サービスの提供が受けられるよう、離島で介護サービスの提供を行う事業者に対しての補助を継続する。財田地区では、地域包括支援センター南部高齢者サポートを地域福祉の拠点とし、在宅医療・介護連携を図る。

(3) 計画

| 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------------|---|------|----|
| 認定こども園 | 認定こども園・幼保施設整備事業 | 市 | |
| 高齢者福祉施設（高齢者生活福祉センター） | 隣保館整備事業 | 市 | |
| その他 | 地域子育て支援拠点事業 | 市 | |
| 過疎地域持続的発展特別事業（児童福祉） | 児童館管理運営事業 児童館の維持管理を行い、子どもの健全な育成と子育て支援を図る | 市 | |
| 過疎地域持続的発展特別事業（高齢者・障害者福祉） | 隣保館管理事業 隣保館の維持運営を行い、地域福祉の充実を図る | 市 | |

(4) 公共施設等の総合管理計画等との整合

幼稚園・保育所については、国の施策に基づき一体化を推進するとともに、建物・敷地の売却や、官民連携による運営を検討する。また、規模や状態、周辺の環境を考慮し、幼稚園・保育所相互の統廃合も検討する。幼稚園は、小学校と密接な関係があるため、小学校の統廃合と合わせて検討する。

高齢者施設についても、中規模の施設は利用状況を考慮し、周辺施設との機能集約化・多機能化を図る。小規模の地域対応施設は、地域に譲渡することを検討するとともに、必要に応じて開放型自治会館の建替え支援等を検討する。

8. 医療の確保

(1) 現状と問題点

本市には、公的医療機関が 5 箇所あるほか、本市と観音寺市が組織する三豊総合病院が観音寺市にある。本地域においては、詫間地区に永康病院、栗島診療所、志々島診療所の 3 箇所、財田地区に財田診療所の 1 箇所となっており、それぞれ運営形態は異なるものの、地域医療の拠点となっている。また仁尾地区には公的医療機関はないものの、コミュニティバスを利用すれば乗り換えることなく永康病院や三豊総合病院に行くことができる。

しかし、平成 30 年の厚生労働省の医師・歯科医師・薬剤師統計によると、市内における医師数は 81 人で、人口 10 万人当たりに換算すると 127.8 人となり、県平均の 296.5 人を大きく下回っていることから、医師不足の解消が課題となっている。

高齢化が進行するなか、多様化・高度化する医療や介護等に対する市民ニーズに的確に対応し、安定した地域医療を提供するために、より効率的な医療機関の機能分化・連携が求められる。

(2) 対策

近年、病院における外来患者数および入院患者数は減少傾向にあるが、収益確保と費用削減による経営改善を行い、今後も現在の公立医療機関を維持することで地域に密着した医療提供をめざす。

詫間地区の永康病院については、施設の老朽化等に伴い、現在、建替え工事を行っており、令和 4 年の移転を予定している。建替えに際し、市民がアクセスしやすい立地を考慮するとともに、病床数の削減など適正規模化を図っている。また地域包括ケア病棟の設置や訪問看護ステーションの強化、在宅療養支援病院機能の整備など、福祉・介護の面でも地域に密着した病院をめざす。

医師不足への取り組みとしては、市立病院への積極的な医師の招へいを行うとともに、香川県による医師育成制度等を活用し、地域の医療ニーズに沿った医師の確保に努める。医師が不足している自治体においては、医師の長時間勤務が深刻な問題となっているが、本市においても、医師不足による勤務環境の悪化を招かないよう、複数医師の同時採用や患者制限などの抜本的な改善を検討する。

また、地域内医療機関や介護施設と情報を共有できる地域医療情報システムを構築し、地域包括システムの基盤づくりを推進するとともに、医療の機能分化を促進する。さらにへき地区域においても適切な医療が受けられるよう、詫間地区の栗島において、離島への遠隔医療とドローンによる医療品の

輸送システムの実証実験を行っており、今後は ICT を活用した地域医療の充実にも取り組む。

(3) 計画

| 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|----------------------|---|------|----|
| 診療施設（病院） | 市立病院建替事業 | 市 | |
| 過疎地域持続的発展特別事業（自治体病院） | 医師確保対策事業 香川大学に設置している寄附講座を拡充し、医師の確保を図る。 | 市 | |

(4) 公共施設等の総合管理計画等との整合

「地域医療のあり方に関する答申」に基づき、公立医療機関のあり方や経営形態について検討を行う。

診療所は、市内病院等との連携を進めるとともに、柔軟な運営方法を検討する。

9. 教育の振興

(1) 現状と問題点

①学校教育

平成 18 年の合併時、本市には小学校が 26 校（うち休校 1 校）、中学校が 9 校（うち休校 1 校）あったが、現在は小学校が 19 校、中学校が 7 校となっている。本地域の状況としては、詫間地区は小学校 5 校が 2 校へ、中学校 2 校が 1 校へ減少し、仁尾地区は小学校 2 校、中学校 1 校のまま変更なし、財田地区は小学校 2 校が 1 校へ減少し、中学校は 1 校のまま変更なしとなっていいる。

児童生徒数も減少しており、平成 18 年には 5,993 人であったが、令和 3 年 5 月 1 日現在で 4,732 人と 21.0% も減少している。

学校施設は、市民に最も身近な公共施設であり、市の公共施設面積の約 4 割を占めている。これまで、学校施設は単に教育施設としてだけではなく、地域コミュニティの中心として機能してきたが、少子高齢化により児童生徒数が減少する本市においては、地域コミュニティや防災の拠点となることを考慮しながら、今後も施設の統廃合や再配置を進めていかなければならぬ。

また、教育面においても、児童生徒数減少や、それに伴う学校規模の縮小、配置教員数の減少等により本地域の教育環境が損なわれることのないよう、創意工夫をこらし地域に即した教育に努めるとともに、ICT 等を活用しグローバル社会に対応できる力を育む必要がある。

②社会教育

各公民館・分館では、地域の特色を生かした様々な活動を展開しており、独自の講座や各種団体と連携した地域行事を通じて、地域の世代間交流や市民活動の活性化につなげている。

しかし、施設数を見ると、公民館は旧町ごとに設置されているが、分館の設置状況は、合併前の状況が維持されていたり、当初整備した目的から転用して分館として利用していたりと、地区ごとにばらつきがある。今後、適正配置に向け、統廃合を検討しなければならない。

また、公民館は 10 代から 90 代まで幅広い年齢層の人が利用しているが、その中心は 60~70 代となっているため、利用率の低い若年層への利用促進も大きな課題である。

③社会体育

高齢化の進む本市において、人々の健康への関心は非常に高く、体力の維

持・健康増進のためにスポーツに取り組む市民が増えている。スポーツ施設の利用者数も増加傾向にあり、令和元年に行った調査における「スポーツ施設に望むこと」の回答として「活動情報をもっと発信してほしい」がもっとも多かったことからも、市民のスポーツへの取り組み意欲が高いことがわかる。

一方で、「日頃運動不足を感じている」という回答が75.4%を占めている。このことはスポーツへの意欲の裏返しとも考えられるが、今後はこれまで以上に、市民が気軽にスポーツに参加できる機会や環境を整備していくことが求められている。

また、趣味の多様化や、少子化による学校の小規模化により、子どもたちが仲間とともにスポーツに取り組む機会や、選択できる種目が減っている。そのため、校区や市域を超えて、子どもたちが多様なスポーツにふれあう機会と環境の整備も課題となっている。

(2) 対策

①学校教育

児童生徒の教育環境の整備は、最優先される課題である。本市は少子化により多くの学校が小規模化しており、指導面や運営面の工夫など、努力だけでは対応していくことが困難になっている。そのため、外部有識者を交えた検討委員会を設置し、平成23年に策定した三豊市立学校再編整備基本方針に基づき、学校施設の適正配置化を進めている。策定後10年にあたる今年度には、同方針の見直しを行い、新たな方針を策定したうえで、学校給食施設も含め、計画的な施設再編を進めていく。

本地域における学校教育においては、それぞれの地区の豊かな地域資源や特性を体験する総合学習や、地域のボランティア団体等との交流を通して地域を愛し、誇りを持てるような教育の充実を図る。

また、本地域においては、小規模であることが幼稚園・小学校・中学校の結びつきを強めている側面があるため、今後も相互に連携しながら子どもたちが健やかに成長できる教育環境の実現をめざす。同時に地域内で人間関係が完結し固定化することなく、多様な考え方や個性を育んでいけるよう、「みとよヤングサミット」やICTの活用などにより、他地域の子どもたちとの交流の場を設け、互いに学びあい、認め合い、時には競い合うことができる環境をつくる。

さらに、デジタル教科書やAIドリルなどのICT教材を活用したアダプティブラーニングを推進することで、基礎知識・技能の習得を効率化し、協働的・探究的な学習の機会を拡充するとともに、自ら学習を調整する能力を育

む。

②社会教育

「生涯にわたって学び、多様性を認め合い、学習成果を地域や社会に生かせる環境づくり」を基本理念に、市民ニーズに応えた学習機会の提供をめざす。

令和2年に行った調査では、市民が公民館に期待する役割として、従来の各種講座や教室の開催だけでなく、「市民や団体が自主的に活動できる場の提供」や「地域の課題や解決策を考える学習や市民参加の機会の提供」といった市民活動の場としてのニーズが高いことがわかっている。地域の持続的発展の主役はあくまで地域住民である。本市がめざす、各地域が特性を生かした多極分散型のまちづくりにおいて、各地域拠点の核となる公民館の機能強化のために、常に住民のニーズを把握し、年齢や性別を問わない生涯学習活動を推進する。

また、公民館分館の一部は老朽化が進行している。今後の公民館のあり方を考える上では、施設の再編や既存施設への公民館機能の集約などを検討し、施設の適切な維持管理・配置に努める。

③社会体育

すべての市民がスポーツに取り組むことのできるよう、それぞれのニーズに即したスポーツ大会や教室のあり方を検討するとともに、スポーツ環境の改善・整備を図る。

高齢者スポーツは、健康寿命の延伸や生きがいづくりにおいて非常に重要な要素であることから、地域の公民館や学校の開放型体育施設など身近な施設を利用したスポーツイベントや介護予防教室の開催を促進する。

若年層のスポーツの推進としては、スポーツ推進委員会や三豊市スポーツ協会との連携によるスポーツ大会・体験会の開催や、施設の無料開放日の実施、特別な技術や体力を必要としないニュースポーツの紹介などに取り組む。またスポーツ施設への公民館機能の集約などにより、スポーツ施設を通じた地域活性化と世代間交流をめざす。

本地域のように学校が小規模化し、学校体育におけるスポーツの充実が難しい地域においては、スポーツ協会やスポーツ少年団と連携し、地域を超えた社会体育や地域クラブ等の活動を支援し、子どもたちのスポーツ活動の拡充を図る。そしてスポーツに対する興味や関心を抱き、未来のトップアスリートをめざすきっかけづくりにつなげていくため、トップアスリートを招き、ふれあえる機会を提供する。財田地区と、隣接する旧山本町とにまたが

る宝山湖芝生公園においては「宝山湖ボールパーク構想」の実現をめざす。本構想は、宝山湖芝生公園においてプロスポーツ仕様の芝生グラウンドを整備し、その一部をプロサッカーチーム・カマタマーレ讃岐の活動拠点として、スポーツを通した地域の活性化や市民の健康増進、そして子どもたちの夢を育むというものである。現在、令和5年度からの供用開始に向けグラウンド整備を進めており、今後様々なステークホルダーと連携しながら、構想を実現させるためのコンテンツの拡充をめざす。

(3) 計画

| 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------------|--|------|----|
| 学校教育関連施設（校舎・屋内運動場・水泳プール） | 中学校施設整備事業 | 市 | |
| | 小学校施設整備事業 | 市 | |
| 学校教育関連施設（スクールバス・ボート） | スクールバス事業 | 市 | |
| 学校教育関連施設（給食施設） | 学校給食施設整備事業 | 市 | |
| 集会施設、体育施設等（集会施設） | 旧大浜幼稚園除却事業 | 市 | |
| | 大浜地区コミュニティセンター（仮称）建設事業 | 市 | |
| | 宝山湖公園芝生広場改修事業 | 市 | |
| 過疎地域持続的発展特別事業（義務教育） | スクールバス事業 小中学校の統廃合に伴う通学手段確保対策としてスクールバスを運行する | 市 | |
| | 学習 ICT 事業 アダプティブラーニングの実現に向け、システムやデジタル教材を導入・運用する | 市 | |

| | | | |
|--------------------------|---|---|--|
| 過疎地域持続的発展特別事業（生涯学習・スポーツ） | マリンウェーブ管理運営事業 市の文化会館であるマリンウェーブの管理運営を行い、生涯学習の活性化を図る。 | 市 | |
| | スポーツ施設管理運営事業 市営体育館、野球場、武道場などの維持運営を行い、スポーツの活性化と健康増進を図る。 | 市 | |
| | 宝山湖公園管理運営事業 宝山湖運動公園における社会教育や社会体育を促進し、地域の活性化を図る。 | 市 | |

（4）公共施設等の総合管理計画等との整合

公民館は、その機能を地域の実情にあわせながら支所庁舎周辺施設等に集約する。分館は機能移転も検討することとし、公民館以外の集会施設は、原則更新しない。

スポーツ施設は、学校開放を基本とし、体育館・プール・武道館等は、その機能を学校施設の中に積極的に統合していくものとする。管理棟を持たない野球場やテニスコート・グラウンド等は、利用状況を踏まえて施設の適正配置を検討する。

10. 集落の整備

(1) 現状と問題点

詫間地区は、その大部分を山林が占め、谷間や河岸沿いの平地にのみ集落が形成されている半島・離島部と、商業・業務施設や公共公益施設などの都市機能を有する市街地からなっている。海岸線や紫雲山、離島は瀬戸内海国立公園に指定されている一方で、市街地には大規模な工業団地もあり、生活利便性と自然環境を兼ね備えている。

しかし、風光明媚な莊内半島では幹線道路となる県道も狭あいなものとなっており、栗島・志々島では航路が日常生活に欠かせないなど、アクセス機能や防災機能、歩行者等の安全確保が十分ではない。市街地でも一部の既成市街地では、木造住宅が密集し、狭あいな道路や老朽化した建築物が見られる。

仁尾地区は、支所周辺に公共公益施設などの都市機能が集積し、地域の生活拠点となっている。また仁尾地区の妙見山、四国山、鳶島は風致地区に指定されているほか、父母ヶ浜や歴史的街並み、七宝山の傾斜緑地など良好な景観を有している。これらの景観資源やマリーナ・海水浴場等の海洋レジャー施設により、本市の観光・レクリエーションに重要な役割を果たしている。一方で、市街地は木造住宅が密集し、狭あいな道路や老朽化した建築物が多く、不燃化や耐震化、災害への対応が十分とは言えない。また市街地においても中規模以上の商業施設は非常に少ない。

財田地区は、山間に農村集落が形成され、讃岐山脈へつながる丘陵地には豊かな自然環境が広がっている。地域の大部分を山林および農用地が占め、谷間の平地に集落が形成されており、工業団地も計画的に整備されている。しかし、商業施設に乏しく、また人口減少により空き家や老朽化した建物が多く見られ、不燃化や耐震化などへの対応不足が懸念される。

いずれの地区においても、市街地にはコミュニティバスの路線が通っており、地区内はもとより、他地区へのアクセスも容易であるが、山間部の集落においては路線の通らない場所も多い。こうした集落への路線設置は、運用上の問題だけでなく道路幅員などの要因もあるため、今後も設置することが難しく、高齢化が進む本地域において共通の課題となっている。

(2) 対策

詫間地区の半島・離島部においては、良好な自然環境の保全・活用を図りつつも居住環境や生活利便性との共生を基本とした地域づくりを行う。農業施策や観光施策と連携し、日本一の生産量を誇るマーガレットなど、傾斜部でも可能な花き栽培の景観・観光資源としての活用を推進する。また道路や

航路、コミュニティバスなどの交通手段やドローンを活用した空路による物流などを総合的に捉えた交通体系の再構築や機能強化により、半島・離島部における交通手段の確保、市街地との連携強化に努める。

市街地は「都市拠点」として位置付け、都市機能の集積・充実、まちなか居住などにより都市活力を高める。交通アクセスの利便性や既存の産業基盤を活かしつつ、工業・流通業務施設の集積や優良企業の誘致、必要に応じた用地確保などによる産業の活性化を図る。特に、詫間駅から須田港に至る区域では、交通利便性および観光・交流という観点から、観光サービス施設や商業施設の立地を誘導するとともに、詫間駅周辺を交流拠点、詫間港および須田港周辺を観光拠点として機能充実を図る。詫間港は物流機能の強化に向け、機能充実や港湾施設の整備を促進する。

仁尾地区は、支所周辺を「地域振興拠点」として位置付け、自然との共生と良好な自然環境の保全に努めつつ、日常的な商業・業務機能や生活関連サービス機能の充実、良好な居住環境の形成を図る。昔ながらの良好な街並みを生かしつつ、地区計画や街並み環境整備事業等による基盤整備、オープンスペースの確保を検討し、建替え時の不燃化・耐震化を促進することで、安全で良好な居住環境の形成に努める。また妙見山ほかの風致地区や父母ヶ浜などの良好な自然環境を有する集落においては、レクリエーション機能やマリンレジャー機能を強化し、交流人口の増加を図る。

財田地区も、支所周辺を「地域振興拠点」として位置付け、日常生活に必要な都市機能の充実に努める。拠点以外の集落では、田園環境との調和を図りながら、必要に応じた生活道路の整備等により居住環境を整え、ゆとりある田園集落の形成を図る。特に優良農地や営農意識の高い農地では、農業生産基盤の維持・整備に努め、将来にわたって生産力の高い農地を維持・保全し、良好な田園環境の維持を支援する。

こうしたまちづくりを進めると同時に、新たな地域公共交通ネットワークの構築も必要である。市内の「都市拠点」や「地域振興拠点」を結ぶ地域間ネットワークに加え、それぞれの拠点から地区内の集落へのラストワンマイルを埋める移動手段の整備も検討する。他にも、広域ネットワークとしてのJRや高速バス、市民の生活移動を支えるタクシー事業者等とも連携しながら、「行きたいときに行きたいところへ行ける」公共交通ネットワークの形成をめざす。

(3) 計画

| 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------|---|------|----|
| 過疎地域集落再編整備 | 詫間庁舎周辺整備事業 | 市 | |
| 過疎地域持続的発展特別事業（集落整備） | 公園維持管理事業 公園の維持管理を行い、住民の健康増進や福祉向上を図る | 市 | |
| | 都市計画事業 詫間地区支所周辺整備に向けて計画を策定する。 | 市 | |
| | 公有財産管理事業 三豊市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の維持管理や再編を行う。 | 市 | |

(4) 公共施設等の総合管理計画等との整合

三豊市都市計画マスターplanおよび三豊市公共施設等総合管理計画に基づき、消防施設、産業系施設、公園、道路、その他行政系施設の設置や再配置を行う。

11. 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

本市は、北に瀬戸内海、南に讃岐山脈を臨む豊かな自然と温暖な気候で、住環境に非常に恵まれている。その歴史は古く、仁尾地区の小鳶島貝塚・南草木貝塚などの縄文時代の遺跡や、紫雲出山遺跡などの弥生時代の遺跡が発見されている。各地域に有形・無形文化財も多く存在し、伝統行事や食などの豊かな文化が現在まで守り継がれている。

詫間地区の紫雲出山は、遺跡館も整備されており、桜や紫陽花の名所としても毎年多くの観光客が訪れるし、生里のモモテは国の重要無形民俗文化財に指定されている。また、地区内の三豊市詫間町民俗資料館・考古館は郷土の考古・歴史・民俗資料を数多く収集・保存・展示しており、毎年県内各地区の小学校が校外学習に訪れている。

仁尾地区は、歴史的街並みや多数の伝統有形文化財が保存、継承されている。仁尾町竜まつりは、全長35メートルの雨乞い竜を150名の参加者で担ぐという他に類を見ない祭りであり、仁尾地区の名物となっている。秋に行われる八朔人形祭りも、民家や人形店、寺院などの家先や座敷に様々な人形を飾るという全国的に珍しい祭りである。

財田地区の鉢八幡宮は、地区全体の総氏神であり、秋の例大祭は地区の住民が一体となって行う盛大な祭りとなる。観光客が訪れるようなイベントではないものの、地区全体で行う行事として、子どもたちが地区の伝統や歴史を学び、郷土愛を育む貴重な機会となっている。

このような特色ある地域文化は、三豊市文化協会や三豊市文化財保護協会を中心に、各地域の文化芸術活動団体によって継承・振興してきた。しかし、構成員の高齢化や、活動場所・活動資金の不足などといった切実な課題も多く、現在ではそれぞれの活動団体で後継者不足による活動断絶が懸念されている。

地域の伝統文化や文化財は、一度失われると復活することが非常に困難であるため、経年による劣化や人口減少などによって、失われてしまうことのないように保護しなければならない。また単に保護するだけでなく、その価値や面白さを多くの市民に知ってもらい、地域の貴重な財産であるという風土の醸成が課題である。

(2) 対策

文化芸術は、人々の生活を豊かにし、次世代の担い手である子どもたちの成長過程においても、感性や創造性、郷土愛を育む重要な要素である。子どもたちが地域文化を身近に感じ、触れることができるよう、学校教育においても地

域文化に関する学習の時間を設けていく。

既存活動の支援としては、団体活動の場所や、住民の身近な文化芸術の発表・展示の場の確保として、多極分散型のまちづくりを進めていくなかで、文化芸術の振興に配慮した地域拠点の整備を行う。

(3) 計画

| 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------|-------------|------|----|
| 地域文化振興施設等（地域文化振興施設） | 社会教育施設整備事業 | 市 | |
| | マリンウェーブ整備事業 | 市 | |

(4) 公共施設等の総合管理計画等との整合

市全域を対象とした文化施設は、管理運営方法を改善し供用を継続する。

その他の中規模文化施設は、学校施設や支所庁舎周辺施設との多機能化を進める。

資料館等については、利用状況や使われ方を考慮し、管理運営方法を見直すとともに、類似施設との統廃合や周辺施設との機能の複合化を検討する。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と問題点

本市は、平成 20 年 3 月に「三豊市環境基本計画」を策定し、まちづくりのあらゆる分野において環境重視の視点を織り込んだ環境政策に取り組むことにより、「水と緑を大切にする豊かな田園都市 みとよ」の実現をめざしてきた。また平成 27 年 3 月には「三豊市地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策の推進を図ってきた。そして令和 2 年 3 月に上記 2 計画の後継となる計画として、前計画策定後に生まれた SDGs や地域循環共生圏などの新たな概念を盛り込み、令和 10 年までの本市の環境施策を定めた「三豊市の環境を育てる計画」を策定した。

このように本市は、合併当初から環境保全・地球温暖化防止に注力しており、実際に本市の温室効果ガス排出量は年々減少している。また省エネや循環型社会の構築にも積極的に取り組んでおり、平成 29 年には国内初となる、トンネルコンポスト方式を採用したごみ処理施設である「バイオマス資源化センターみとよ」を設置し、リサイクル率においては全国トップクラスの実績を有している。

そして、「三豊市の環境を育てる計画」においては、再生可能エネルギーによる「創」「省」「蓄」の推進により、地域循環共生圏の創造をめざすことを明記している。再生可能エネルギーの利用促進のため、平成 22 年度より住宅用太陽光発電システムの設置に係る経費に対する補助事業を実施している。また平成 28 年度から蓄電システムの設置に係る経費に対して、平成 29 年度からは HEMS の設置に係る費用に対しても補助を行っており、平成 30 年度末までの事業実績としては発電システムが 1,217 件、蓄電システムが 65 件、HEMS が 49 件となっている。

(2) 対策

本市は、これまで循環型環境都市をめざして様々な取り組みを行ってきた。これまでの施策の中心は、省エネルギーによる環境保全を主としたものであり、日々の生活や事業活動において無駄を省き、工夫することで環境負荷を減らすことに主眼を置いていた。

しかし、SDGs をはじめとする「持続可能」という目標を達成するためには、これまでの「省いて減らす」施策だけでなく、「生み出し持続する」施策の拡充が必要とされている。省エネルギー対策も非常に重要な取り組みであり、今後も継続・拡充していくべき課題であるが、今後は、再生可能エネルギーの利活用も含めた環境施策の拡充を図る。そのために、これまで行ってきた再生可能エネルギー設備整備への支援を継続するとともに、脱プラス

チック化や脱炭素化へ向け、急速に変動する社会の動向を注視し、市民ニーズの把握に努めながら新たな環境施策を創出していく。

(3) 計画

| 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|----------------------------|---|------|----|
| 過疎地域持続的発展特別事業（再生可能エネルギー利用） | 住宅用太陽光発電システム等設置支援事業 民間住宅への太陽光発電設備等の設置支援を行い、環境保全と新エネルギーの導入推進を行う | 市 | |

(4) 公共施設等の総合管理計画等との整合

公共施設等の総合管理計画の対象に該当しない。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備 考 |
|------------------------|----------------------|------------------|----------|--|
| 1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 過疎地域持続的発展特別事業（人材育成） | まちづくり活動推進事業 | 市 | 人材育成による地域の活性化が見込まれ、地域の持続的発展に資する |
| | 過疎地域持続的発展特別事業（移住・定住） | 定住促進事業 | 市 | 移住・定住人口の増加が見込まれ、地域の持続的発展に資する |
| 2. 産業の振興 | 過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業） | 荒廃農地等利活用推進事業 | 県 | 農地の改善が見込まれ、農業の持続的発展に資する |
| | | 多面的機能支払事業 | 市 | 農村環境の改善が見込まれ、農業の持続的発展に資する |
| | | 中山間地域等直接支払事業 | 市 | 担い手の確保が見込まれ、農業の持続的発展に資する |
| | | 水産振興事業 | 市 | 漁獲量の増加が見込まれ、水産業の持続的発展に資する |
| | | 有害鳥獣対策事業 | 市 | 収穫量の増加と意欲減退防止効果が見込まれ、農業の持続的発展に資する |
| | 過疎地域持続的発展特別事業（観光） | 観光振興事業 | 市 | 魅力的な観光地維持管理による観光客誘致効果が見込まれ、観光業の持続的発展に資する |
| | | 離島振興事業 | 市 | 瀬戸内国際芸術祭を通した観光客誘致効果が見込まれ、観光業の持続的発展に資する |
| 3. 地域における情報化 | 過疎地域持続的発展特別事業（情報化） | 先端技術導入推進事業 | 市 | 生産性・サービス性の向上が見込まれ、地域の持続的発展に資する |
| 4. 交通施設の整備、交通手段の確保 | 過疎地域持続的発展特別事業（公共交通） | 過疎地域における移動手段確保事業 | 市または民間団体 | 生活環境や福祉の充実、健康増進効果が見込まれ、地域の持続的発展に資する |
| 5. 生活環境の整備 | 過疎地域持続的発展特別事業（生活） | 空き家等対策事業 | 市 | 住環境の向上が見込まれ、地域の持続的発展に資する |
| | | 民間住宅耐震対策支援事業 | 市 | 住環境の向上、防災効果が見込まれ、地域の持続的発展に資する |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備 考 |
|------------------------------------|----------------------------|---------------------|----------|--|
| 6. 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 過疎地域持続的発展特別事業（児童福祉） | 児童館管理運営事業 | 市 | 子どもの健全な育成などが見込まれ、地域の持続的発展に資する |
| | 過疎地域持続的発展特別事業（高齢者・障害者福祉） | 隣保館管理事業 | 市 | 地域福祉の向上が見込まれ、地域の持続的発展に資する |
| 7. 医療の確保 | 過疎地域持続的発展特別事業（自治体病院） | 医師確保対策事業 | 市 | 医師の増加による医療サービス性の向上が見込まれ、地域の持続的発展に資する |
| 8. 教育の振興 | 過疎地域持続的発展特別事業（義務教育） | スクールバス事業 | 市 | 子どもの安全確保と適切な教育環境の確保が見込まれ、地域の持続的発展に資する |
| | | 学習 ICT 事業 | 市 | 効率的な基礎技能・知識の習得と学習環境の向上が見込まれ、地域の持続的発展に資する |
| | 過疎地域持続的発展特別事業（生涯学習・スポーツ） | マリンウェーブ管理運営事業 | 市 | 文化・芸術活動の活性化が見込まれ、地域の持続的発展に資する |
| | | スポーツ施設管理運営事業 | 市 | スポーツ活動の活性化や健康増進効果が見込まれ、地域の持続的発展に資する |
| | | 宝山湖公園管理運営事業 | 市 | スポーツ活動の活性化や健康増進効果が見込まれ、地域の持続的発展に資する |
| 9. 集落の整備 | 過疎地域持続的発展特別事業（集落整備） | 公園維持管理事業 | 市 | 地域の活性化や健康増進効果が見込まれ、地域の持続的発展に資する |
| | | 都市計画事業 | 市 | 計画的な集落整備の実現が見込まれ、地域の持続的発展に資する |
| | | 公有財産管理事業 | 市 | 公共施設の適正運営や経費削減効果が見込まれ、地域の持続的発展に資する |
| 11. 再生可能エネルギーの利用の推進 | 過疎地域持続的発展特別事業（再生可能エネルギー利用） | 住宅用太陽光発電システム等設置支援事業 | 市 | 環境保全や環境へ配慮する意識醸成などの効果が見込まれ、地域の持続的発展に資する |